条	改定前	条	改定後
【個人情報の取扱いに関する規約】			
前文	私は、株式会社SBI新生銀行（以下「銀行」といいます。）のカードローン「SBI新生銀行カードローン」を申込むに際して、本申込みにかかる私の個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）に基づき、銀行および新生フィナンシャル株式会社（以下「保証会社」といいます。）が下記条項のとおり取り扱うことを確認し、その内容に同意します。なお、私は、銀行および保証会社が、①本申込みに基づき契約（以下「本契約」といいます。）が成立した場合（本契約の終了後および解約後も含みます。）にも、本申込みにかかる個人情報を、また、②本契約が不成立の場合であっても、その理由のいかんを問わず、本契約にかかる申込みをした事実に関する個人情報を、下記条項のとおり取り扱うことを確認し、その内容に同意します（以下、本契約にかかる申込みを行う者を「会員等」といいます。）。	**前文**	私は、株式会社 SBI 新生銀行（以下「銀行」といいます。）のカードローン「SBI 新生銀行カードローン」を申込むに際して、本申込みにかかる私の個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号）に基づき、銀行および新生フィナンシャル株式会社（以下「保証会社」といいます。）が下記条項のとおり取り扱うことを確認し、その内容に同意します。なお、私は、銀行および保証会社が、①本申込みに基づき契約（以下「本契約」といいます。）が成立した場合（本契約の終了後および解約後も含みます。）にも、本申込みにかかる個人情報を、また、②本契約が不成立の場合であっても、その理由のいかんを問わず、本契約にかかる申込みをした事実に関する個人情報を、下記条項のとおり取り扱うことを確認し、その内容に同意します（以下、本契約にかかる申込みを行う者を「会員等」といいます。）。本規約は 2026 年 11 月 22 日時点における「SBI 新生銀行カードローン」および「SBI 新生銀行カードローン エル」の会員にも適用されます。
－	2025 年 10 月 23 日改定	－	2026 年 11 月 22 日改定
－	登録 No. 10341 25.10	－	登録 No. 10341 26.11
【カードローンの取扱いに関する規約】（一般規約）			
第１条	**（会員）** (1) 会員とは、本契約の申込みに際して、銀行および保証会社の「個人情報の取扱いに関する規約」にあらかじめ同意し、本契約の内容および条件ならびに本規約記載の内容を承認のうえ、銀行に対して本契約の申込み（電磁的方法による申込みを含みます。以下同じ。）をし、銀行が同申込みを承認（電磁的方法による承認を含みます。以下同じ。）した方とします。 本契約の内容および条件は、申込方法に応じて、以下に記載されます。 ①電話および郵送により本契約の申込みを行う場合 「基本契約兼保証委託契約事前説明書（SBI新生銀行カードローン）」「SBI新生銀行カードローンお申込に際しての重要事項に関する説明書」 ②WEBにより本契約の申込みを行う場合 画面上に表示される「Web契約内容」 (2) 本契約は、銀行が申込みを承認したときに成立し、本契約に基づく貸付けに係る契約は、取引（貸付等）を行ったときに成立するものとします。 (3) 本契約成立後、本契約の内容および条件（以下「本契約事項」といいます。）は、会員に交付する「契約内容通知書」（電子媒体を利用して提供されたものを含みます。）にて確認できます。	**第１条**	**（会員）** (1) 会員とは、本契約の申込みに際して、銀行および保証会社の「個人情報の取扱いに関する規約」にあらかじめ同意し、本契約の内容および条件ならびに本規約記載の内容を承認のうえ、銀行に対して銀行が定める所定の方法で本契約の申込みをし、銀行が同申込みを承認した方とします。 (2) 本契約は、銀行が申込みを承認したときに成立し、本契約に基づく貸付けに係る契約は、取引（貸付等）を行ったときに成立するものとします。

条	改定前	条	改定後
第 2 条	（カードおよびIDの発行と取扱い） (1) 銀行は、本契約が成立した後の本取引に使用するため、会員1名に1枚以上（カードの枚数は銀行が定めるところにより決定します。）のカード（以下「カード」といいます。）を発行し、貸与するとともに、銀行が指定する会員識別番号等（以下「ID」といいます。）を付与するものとします。但し、銀行の判断でIDを付与するのみの場合や会員が届出たメールアドレス等をIDと認める場合もあります。 (2) 会員以外の者がカード（カード上の表示事項を含みます。）およびIDを使用することはできないものとします。また、会員は善良なる管理者の注意をもってカード（カード上の表示事項を含みます。）およびIDを使用し管理するものとします。 (3) カードの所有権は銀行に属するものとし、会員は、カード（カード上の表示事項を含みます。）を、第三者に対して貸与、譲渡、質入、担保提供その他占有を移転させることおよび使用させることは一切できないものとします。 (4) 銀行は、会員のカード（カード上の表示事項を含みます。）、ID、第 4 条に定める暗証番号、その他銀行が指定する情報が、銀行に登録された内容と一致していることを銀行所定の手続きに従って確認した場合（ATM および電話により取引する場合、銀行所定のホームページに所定の方法でアクセスして取引をする場合ならびにその他銀行が指定する方法により取引をする場合を含みます。）には、その利用者を本人とみなし、本取引の取扱いをすることができます。	第2条	（カードおよびIDの発行と取扱い） (1) 銀行は、本契約が成立した後の本取引に使用するため、会員1名に1枚以上（カードの枚数は銀行が定めるところにより決定します。）のカード（以下「カード」といいます。）を発行し、貸与するとともに、銀行が指定する会員識別番号等（以下「ID」といいます。）を付与するものとします。但し、銀行の判断でIDを付与するのみの場合や会員が届出たメールアドレス等をIDと認める場合もあります。 (2) 会員以外の者がカード（カード上の表示事項を含みます。）およびIDを使用することはできないものとします。また、会員は善良なる管理者の注意をもってカード（カード上の表示事項を含みます。）およびIDを使用し管理するものとします。 (3) カードの所有権は銀行に属するものとし、会員は、カード（カード上の表示事項を含みます。）を、第三者に対して貸与、譲渡、質入、担保提供その他占有を移転させることおよび使用させることは一切できないものとします。 (4) 銀行は、会員のカード（カード上の表示事項を含みます。）、ID、第 4 条に定める暗証番号、本人確認書類、その他銀行が指定する情報が、銀行に登録された内容と一致していることを銀行所定の手続きに従って確認した場合（ATM および電話により取引する場合、銀行所定のホームページに所定の方法でアクセスして取引をする場合、銀行無人契約機により取引する場合ならびにその他銀行が指定する方法により取引をする場合を含みます。）には、その利用者を本人とみなし、本取引の取扱いをすることができます。
第 8 条	（カードの紛失等） 会員がカードの紛失、盗難等または ID や暗証番号の詐取等（銀行のホームページと類似したサイトに誘導され、ID や暗証番号を入力することで第三者に ID や暗証番号を詐取された場合も含む）を知ったときは、直ちに銀行に電話、書面又はインターネット等によるデータ送信等の方法によって銀行に届け出るものとします。また、カードの紛失、盗難等により他人にカードを使用された場合または銀行の提供するサービス等において ID や暗証番号の詐取等による第三者利用が生じた場合は、会員は所定の届出書を銀行に提出するものとします。	第 8 条	（カードの紛失、盗難等） 会員がカードの紛失、盗難等または ID や暗証番号の詐取等（銀行のホームページと類似したサイトに誘導され、ID や暗証番号を入力することで第三者に ID や暗証番号を詐取された場合も含む）を知ったときは、直ちに銀行に電話、書面又はインターネット等によるデータ送信等の方法によって銀行に届け出るものとします。また、カードの紛失、盗難等により他人にカードを使用された場合または銀行の提供するサービス等において ID や暗証番号の詐取等による第三者利用が生じた場合は、会員は所定の届出書を銀行に提出するものとします。
－	2023 年 1 月 4 日改定	－	2026 年 11 月 22 日改定
【カードローンの取扱いに関する規約】（カードローン規約）			
第 2 条	（極度額） (1)本カードローン規約第1条に基づく現金の借入れは、本契約に基づく会員に対する貸付残高が本契約に基づく極度額（以下「極度額」といいます。また銀行では、「契約額」という用語を極度額と同じ意味で使用することがあります。）を超えない範囲内において反復継続して利用することができます。極度額については、本契約事項のとおりとします。なお、銀行が本契約に基づき会員に対して貸付けを行う場合、当該貸付額と本契約に基づく既存の貸付残高（元本のみ）の合計額を新たな貸付金額とします。 (2)銀行は、本条（1）の極度額を、会員の信用状態の悪化その他の理由により銀行が必要と認めた場合または会員の申入れによる場合はいつでも銀行の認める範囲で事前に提示を要することなく減額もしくは0円にすることができるものとします。なお、本項の規定により極度額が残元金を下回り、新たな借入れが中止となった場合であっても、本規約に別段の定めがある場合を除き、会員は超過分について直ちに一括して支払うことを要さず、引き続き第4条に従って返済を行うものとします。 (3)銀行は、本条（1）の極度額を、会員の申入れがあった場合または会員の信用状態に基づいて銀行が所定の審査によって承認した場合に、法令により認められた限度で銀行の認める範囲で増額することができるものとし、銀行から法令上必要な書面の交付を行います。なお、会員は銀行が審査に必要となる所定の書類等を求めた場合はこれを提出するものとします。	第 2 条	（極度額） (1)本カードローン規約第1条に基づく現金の借入れは、本契約に基づく会員に対する貸付残高が本契約に基づく極度額（以下「極度額」といいます。また銀行では、「契約額」という用語を極度額と同じ意味で使用することがあります。）を超えない範囲内において反復継続して利用することができます。極度額については、本契約事項のとおりとします。なお、銀行が本契約に基づき会員に対して貸付けを行う場合、当該貸付額と本契約に基づく既存の貸付残高（元本のみ）の合計額を新たな貸付金額とします。 (2)銀行は、本条（1）の極度額を、会員の信用状態の悪化その他の理由により銀行が必要と認めた場合または会員の申入れによる場合はいつでも銀行の認める範囲で事前に提示を要することなく減額もしくは0円にすることができるものとします。なお、本項の規定により極度額が残元金を下回り、新たな借入れが中止となった場合であっても、本規約に別段の定めがある場合を除き、会員は超過分について直ちに一括して支払うことを要さず、引き続き第4条に従って返済を行うものとします。 (3)銀行は、本条（1）の極度額を、会員の申入れがあった場合または会員の信用状態に基づいて銀行が所定の審査によって承認した場合に、法令により認められた限度で銀行の認める範囲で増額することができるものとし、銀行から法令上必要な書面の交付を行います。なお、会員は銀行が審査に必要となる所定の書類等を求めた場合はこれを提出するものとします。

条	改定前	条	改定後
	(4)本条(2)または(3)に基づく極度額の増減に関する会員の申入れは、以下のいずれかの銀行所定の方法により行うことができるものとします。①郵送での所定の申込み、②電話またはインターネット等での申込み、③その他、銀行が定める方法		(4)本条(2)または(3)に基づく極度額の増減に関する会員の申入れは、以下のいずれかの銀行所定の方法により行うことができるものとします。①郵送での所定の申込み、②電話またはインターネット等での申込み、③銀行無人契約機等での申込み、④その他、銀行が定める方法
第 6 条	**(貸付利率)** (1)本契約に基づく貸付けに係る貸付利率(この取引のために銀行が負担する保証会社の保証料相当額を含む年率。以下「貸付利率」といいます。)は、本契約事項に定めるものとします。 (2)本条(1)の規定にかかわらず、会員が銀行に対して本契約以外の契約に基づく借入債務を負担している場合には、銀行は、利息制限法その他の法令に基づいて、貸付利率を減ずることがあります。 (3)本条(1)の規定にかかわらず、銀行は、銀行所定の基準を満たす会員に対して、貸付利率を優遇することができるものとします。但し、銀行は会員に通知することなくいつでもその優遇取扱を中止しまたは優遇幅を変更することができるものとします。 (4)本条(1)の規定にかかわらず、金利情勢の変化その他相当の事由がある場合には、銀行は貸付利率を一般に行われる程度のものに変更することができるものとします。この変更の内容は、本一般規約第 15 条に規定する方法により告知します。	**第 6 条**	**(貸付利率)** (1)本契約に基づく貸付けに係る貸付利率(この取引のために銀行が負担する保証会社の保証料相当額を含む年率。以下「貸付利率」といいます。)は、本契約事項に定める次のいずれかを指すものとします。 ①固定の貸付利率(年率) ②過去の貸付直後最大残高(以下、「過去貸付直後最大残高」または「過去最大残高」といいます。)を基準貸付残高として、当該基準貸付残高に対応する銀行が提示した金利表中の貸付利率(年率) (2)本条(1)の規定にかかわらず、会員が銀行に対して本契約以外の契約に基づく借入債務を負担している場合には、銀行は、利息制限法その他の法令に基づいて、貸付利率を減ずることがあります。 (3)本条(1)の規定にかかわらず、銀行は、銀行所定の基準を満たす会員に対して、貸付利率を優遇することができるものとします。但し、銀行は会員に通知することなくいつでもその優遇取扱を中止しまたは優遇幅を変更することができるものとします。 (4)本条(1)の規定にかかわらず、金利情勢の変化その他相当の事由がある場合には、銀行は貸付利率を一般に行われる程度のものに変更することができるものとします。この変更の内容は、本一般規約第 15 条に規定する方法により告知します。
第 8 条	**(充当順位)** (1) 会員が返済を行う際、利息に充当されるべき金額は、当該返済日の直近の取引日までの期間に含まれる全ての貸付期間毎に前条の計算式に従って計算した各利息金額の未払額の合計とします。 (2) 会員は、会員が支払った返済金額が本契約に基づく債務全額に足りないときは、①本カードローン規約第 14 条で定める費用、②利息、③遅延損害金、④元金の順で充当されることに同意します。但し、銀行の判断により、元金に先に充当する場合があります。なお、かかる返済金額が会員が支払うべき利息金額に足りない場合、次回の返済時の返済金額は、かかる不足額から充当されることに同意します。 (3) 会員が銀行に本契約以外の契約に基づく借入債務を負担している場合、会員からの充当に関する指定のない限り、銀行は、通知なくして銀行が相当と認めた順序、金額により会員からの支払金を充当することができます。 (4) 会員が指定 ATM を利用して債務を返済した際に現金を取り忘れたと銀行が認めた場合、銀行は、前 3 項に従い、当該現金に相当する金額を銀行の認める順序および方法により当該会員の残債務の弁済に充当(以下「残債務充当」といいます。)できるものとします。但し、当該会員から当該現金の返還の要求があった場合、銀行は当該現金に相当する金額の金銭を当該会員に返還できるものとします。この場合、銀行は、残債務充当がなかったものとして取り扱い、当該返還に関して遅延損害金その他の一切の債務を負担しないものとします。	**第 8 条**	**(充当順位)** (1) 会員が返済を行う際、利息に充当されるべき金額は、当該返済日の直近の取引日までの期間に含まれる全ての貸付期間毎に前条の計算式に従って計算した各利息金額の未払額の合計とします。 (2) 会員は、会員が支払った返済金額が本契約に基づく債務全額に足りないときは、①本カードローン規約第 12 条で定める費用、②利息、③遅延損害金、④元金の順で充当されることに同意します。但し、銀行の判断により、元金に先に充当する場合があります。なお、かかる返済金額が会員が支払うべき利息金額に足りない場合、次回の返済時の返済金額は、かかる不足額から充当されることに同意します。 (3) 会員が銀行に本契約以外の契約に基づく借入債務を負担している場合、会員からの充当に関する指定のない限り、銀行は、通知なくして銀行が相当と認めた順序、金額により会員からの支払金を充当することができます。 (4) 会員が指定 ATM を利用して債務を返済した際に現金を取り忘れたと銀行が認めた場合、銀行は、前 3 項に従い、当該現金に相当する金額を銀行の認める順序および方法により当該会員の残債務の弁済に充当(以下「残債務充当」といいます。)できるものとします。但し、当該会員から当該現金の返還の要求があった場合、銀行は当該現金に相当する金額の金銭を当該会員に返還できるものとします。この場合、銀行は、残債務充当がなかったものとして取り扱い、当該返還に関して遅延損害金その他の一切の債務を負担しないものとします。
第 12 条	**(保証会社への保証債務履行請求)** (1) 会員が残債務について期限の利益を失う等の事由により残債務全額の返済義務が生じた場合には、銀行は保証会社に対して保証債務の履行を請求し、残債務全額の弁済を受けることができるものとします。 (2) 保証会社が会員に代わって残債務全額を銀行に返済した場合は、会員は保証会社に保証会社との契約に基づき保証会社に対して支払うべき金銭を支払うものとします。	-	(削除)

条	改定前	条	改定後
第 13 条	**（報告および調査）** (1) 会員は、銀行が債権保全上必要と認めて請求した場合には、会員の信用状態について直ちに報告し、また調査に必要な便益を提供するものとします。 (2) 会員は、会員の信用状態について重大な変化を生じたとき、または生じるおそれのあるときは、銀行から請求がなくても遅滞なく銀行に報告するものとします。	－	（削除）
第 14 条～第 17 条		**第 12 条～第 15 条**	
第 18 条	**（指定商品に関する特約）** 会員が銀行の指定する商品を利用する場合、本「カードローンの取扱いに関する規約」の各条項が適用されます。但し、銀行からの特段の意思表示がない限り、本カードローン規約第 2 条（極度額）およびその他本カードローン規約中の極度額に係る規定は適用されないものとし、会員は、極度額内であっても貸付けを受けることはできなくなります。	**第 16 条**	**（おまとめローン等に関する特約）** (1)会員は、おまとめローンその他銀行の指定する商品を利用する場合、本「カードローンの取扱いに関する規約」の各条項が適用されます。但し、銀行からの特段の意思表示がない限り、本カードローン規約第 2 条（極度額）およびその他本カードローン規約中の極度額に係る規定は適用されないものとし、極度額内であっても貸付けを受けることはできなくなります。 (2)会員は、おまとめローンその他銀行が指定する商品を利用する場合、本契約に基づく借入後、速やかに借入金を既存債務の返済のために利用し、当該目的以外には利用しないこと、および既存債務の債権者その他当該債権者と同様の業務を営む者から新たな借り入れを行わないことを承諾します。
第 19 条		**第 17 条**	
（新設）		**附則**	
－	－	**第 1 条**	①「SBI 新生銀行カードローン エル」の会員および②過去に「SBI 新生銀行カードローン エル」または「新生銀行カードローン レイク」の会員になったことがあり、2026 年 11 月 22 日以降に新たに「SBI 新生銀行カードローン」の会員になった方については、銀行が認めた会員に限り、本カードローン規約第 4 条第 6 項および第 17 条が適用されるものとします。
－	2024 年 9 月 26 日改定	－	2026 年 11 月 22 日改定
－	登録 No. 10342 24.09	－	登録 No. 10342 26.11
【保証委託契約約款】			
前文	委託者は、株式会社 SBI 新生銀行（以下「甲」といいます。）との「SBI 新生銀行カードローン」にかかる金銭消費貸借契約（以下「原契約」といいます。）に基づく債務について、以下の各条項を確認し承認の上、新生フィナンシャル株式会社（以下「乙」といいます。）に対して保証を委託します。	**前文**	委託者は、株式会社 SBI 新生銀行（以下「甲」といいます。）との「SBI 新生銀行カードローン」にかかる金銭消費貸借契約（以下「原契約」といいます。）に基づく債務について、以下の各条項を確認し承認の上、新生フィナンシャル株式会社（以下「乙」といいます。）に対して保証を委託します。本約款は 2026 年 11 月 22 日時点における「SBI 新生銀行カードローン」および「SBI 新生銀行カードローン エル」にかかる金銭消費貸借契約に基づく債務について乙に対して保証を委託した委託者にも適用されます。
－	2024 年 9 月 26 日改定	－	2026 年 11 月 22 日改定
－	登録 No. 10343 24.09	－	登録 No. 10343 26.11